

# 給与・勤務管理システム・タイムレコーダー導入のチャンス！

承認申請は  
平成29年10月16日まで

労務管理用ソフトウェア等の導入・更新にかかる費用の最大75%（上限100万円）が助成されます！

※承認処理に1月以上かかる場合もありますので、平成29年8月末頃までの申請をお勧めします。

## 『職場意識改善助成金（職場環境改善コース）』とは？

労働時間等の設定の改善※により、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇などに関する事項についての規定を、労働者の生活と健康に配慮するとともに多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。

## 『職場意識改善助成金（職場環境改善コース）』を活用するには？

### ■ 対象となる事業主様

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主。

右の表のAまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります→

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

### ■ 対象となる取組

- 労務管理担当者に対する研修 ○労働者に対する研修、周知・啓発 ○外部専門家によるコンサルティング（社会保険労務士、中小企業診断士など）
- 就業規則・労使協定等の作成・変更（計画的付与制度の導入など） ○労務管理用ソフトウェアの導入・更新 ○労務管理用機器の導入・更新※1
- デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新 ○テレワーク用通信機器の導入・更新※1
- 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフトなど）※2

※1 パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。※2 成果目標をいずれも達成した場合のみ、支給対象となります。

### ■ 支給の条件・支給額

・具体的な数値目標を設定し、目標達成状況に応じた補助率とかけた対象経費から計算し、支給されます。

目的	成果目標	備考
A 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を4日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が1日未満の場合は、日数にかかわらず年休取得日数を増加させる
B 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を5時間以上削減させる	所定外労働時間数が1時間未満の場合は、時間数にかかわらず所定外労働時間数を削減させる

成果目標の達成状況	A・Bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成	対象経費 謝金、旅費、借損料、会議費（通信運搬費含む）、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費
補助率	3/4	5/8	1/2	
上限額	100万円	83万円	67万円	

### ▼ 支給額の計算例 ※細かい条件などがありますので、詳細は下記のお問い合わせ先へお問い合わせください。

かかった対象経費	A・Bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
200万円	200万円×補助率3/4=150万円 → 100万円（上限額）	200万円×補助率5/8=125万円 → 83万円（上限額）	200万円×補助率1/2=100万円 → 67万円（上限額）
60万円	60万円×補助率3/4=45万円 → 45万円	60万円×補助率5/8=37万5千円 → 37万5千円	60万円×補助率1/2=30万円 → 30万円

さまざまな業種・勤務体系に対応する勤務管理システムのご紹介は裏面をご覧ください！

### ■ 成果目標などの評価期間

平成30年2月15日までの事業実施期間中の連続する3ヶ月を自主的に設定。

#### 『職場意識改善助成金』に関するお問い合わせ

都道府県労働局労働基準部監査課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)

※制度予算や適用範囲の確認、事業後の定着化確認訪問等ございますので必ず労働局または社労士の先生とご相談の上、ご検討ください。

攻めるなら、経理から。

PCA

# 勤務管理システム『PCA就業管理X』の導入で 客観的な記録と効率的な勤務管理を実現します！

タイムレコーダー『テレタイム』に  
従業員がIDカードをタッチするだけ

必要な出勤日数・残業時間等の  
勤務情報を集計

勤務時間、日数などを毎日自動計算！



出勤等の勤務情報を  
『PCA就業管理X』へ転送

打刻データ取込み



社員コード	社員名	性別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
00001	渡辺 洋介	男性	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	12.0
00002	伊藤 健太	男性	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	24.0
00004	田中 由紀	女性	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	12.0
00005	鈴木 美奈	女性	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	12.0

社員コード	社員名	性別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
00001	渡辺 洋介	男性	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	12.0
00002	伊藤 健太	男性	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	24.0
00004	田中 由紀	女性	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	12.0
00005	鈴木 美奈	女性	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	12.0

有休・残数管理も！

承認・打刻データ  
取込み

WEB勤務管理システム  
**Zaionnex**

WEBでも打刻



打刻データの承認・確定  
各種申請の承認

日付	勤務区分	届出	承認	外出	再入	届出	届出	スケジュール	状態	コメント	決済
04月18日(木)	通常								申請中	客先終了が遅くなった為	承認(終了)
05月02日(木)	通常								申請中		承認(終了)

iPadでも  
運用可能！

- システムを稼働させるためのインストール・導入指導・コンサルティング費用なども助成の対象
- リース契約やクラウド等利用料も対象

## 「労働能率の増進に資する設備・機器等」となれば対象範囲も拡大

労働者が行っている作業や業務、収集・分析等の作業が軽減となるような設備・機器を導入し、所定外労働を削減し、年次有給休暇の取得を促進できれば補助の対象となります。

<例えば・・・>

- ①『PCA商魂・商管シリーズ』を導入し、売上传票・請求書等の発行時間が短縮。
- ②『PCA給与・人事シリーズ』を導入し、給与計算処理や人事集計業務時間が短縮。
- ③『PCA会計シリーズ（非営利法人向け含む）』を導入し、管理資料作成時間が短縮。
- ④『PCA税務シリーズ（法人税・所得税・消費税）』を導入し、申告書作成の業務効率が向上。

- ※ 設定された2つの成果目標を両方ともクリアする必要があります。達成できない場合の助成はありません。
- ※ 対象ソフトについては所轄により見解が異なる場合がございますので、検討・購入前に最寄りの労働局までご確認ください。

成果目標の達成状況	A・B（表面をご確認下さい） ともに達成
補助率	3/4
上限額	100万円

<PCA製品に関するお問い合わせ>

**ピー・シー・エー株式会社**

〒102-8171 千代田区富士見1-2-21 PCAビル  
TEL:03-5211-2700

<クロノス製品に関するお問い合わせ>

**クロノス株式会社**

〒160-0016 新宿区信濃町35番地 信濃町煉瓦館4F  
TEL:03-5360-8131

**pca.jp**